

## 半田市行方不明・見守りSOSネットワーク設置要綱

### (設置)

第1条 認知症高齢者等が行方不明になった時の早期発見及び日常業務又は日常生活の中での地域見守りに関する活動を行うことにより、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として、半田市行方不明・見守りSOSネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 ネットワークは、市が実施主体となり、次に掲げる関係機関等により構成する。

- (1) 半田市
- (2) 愛知県半田警察署
- (3) 知多中部広域事務組合消防本部半田消防署
- (4) 半田市消防団
- (5) 愛知県半田保健所
- (6) 愛知県知多福祉相談センター
- (7) 半田市社会福祉協議会
- (8) 半田市地域見守り活動協定締結事業所
- (9) その他ネットワークの設置趣旨に賛同する関係機関、団体、個人

### (活動内容)

第3条 ネットワークの活動は、次のとおりとする。

- (1) 行方不明者発生時の捜索協力に関すること。
- (2) 地域見守り活動に関すること。
- (3) 構成機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

### (個人情報保護)

第4条 ネットワークの構成機関等は、活動により知り得た個人情報を活動以外の目的に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、ネットワークの構成機関等でなくなった後も同様とする。

### (庶務)

第5条 ネットワークの庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。